~ 誰もが安心して社会参加でき 快適に暮らせる生活環境をめざして~

杉並区

交通バリアフリー基本構想

概要版



基本構想策定の目的

杉並区交通バリアフリー基本構想を策定する目的は、

駅、バスターミナル、鉄道車両、バス等のバリアフリー化の推進 駅等の旅客施設を中心とした一定の地区(重点整備地区)において、旅客施設、 周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化の重点的・一体的な推進

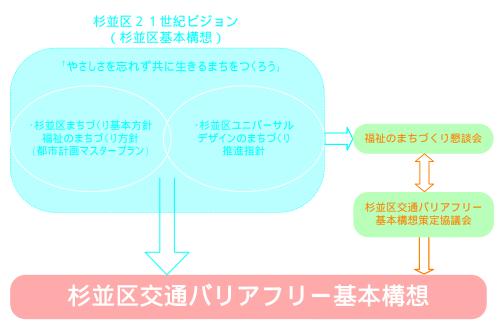
を図ることにより、高齢者や身体障害者等の移動に際しての身体の負担を軽減し、移動の利便性や安全性、自立的な行動を支援することにあります。

こうしたバリアフリー化を促進するための諸施策は、関係者が地方自治体、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会等多岐にわたっているため、現状のままでは各々の取組みを一体的に推進することは困難になっています。

そこで、地域の実情に応じて、鉄道駅やその周辺道路、信号機等の整備について整合性をとるため、東京都、杉並区、道路管理者、交通管理者、交通事業者等の関係機関及び身体障害者、高齢者等の区民代表が「交通バリアフリー法」やこれに基づく「移動円滑化の促進に関する基本方針」を踏まえて現状での取り組みや課題を整理し、これからのバリアフリー整備方針などの検討を行い、「杉並区交通バリアフリー基本構想」(以下、基本構想)を策定することとしました。

基本構想の位置付けと方針

なお、基本構想の策定に関しては、上位計画「杉並区 2 1世紀ビジョン」との整合はもとより、「杉並区まちづくり基本方針:福祉のまちづくり方針」で示された基本的な考えを全体的な方向性とします。



(整備の実施)

駅、バスターミナル、鉄道車両、バス等の バリアフリー化の推進

駅を中心とした一定の地区(**重点整備地区**) において、基本構想に基づき、駅、周辺の道路、 駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的、 一体的に推進

安全で快適な歩行空間ネットワークの形成

重点整備地区選定の考え方

重点整備地区の選定にあたっては、以下の事項を考慮します。

特定旅客施設としての要件(法*第2条第5項)

・ 1日当たりの平均的な利用者の人数が5,000人以上の鉄道駅

重点整備地区の要件

配置要件(法*第2条第7項第1号)

- ・ 特定旅客施設から徒歩圏内にあり、高齢者、身体障害者等が利用する官公庁施設、 福祉施設、その他の施設の所在地を含む地区であること
 - 課題要件(法*第2条第7項第2号)
- ・ 移動経路を構成する施設等(鉄道駅、道路等)についてバリアフリー化が図られていない現状に着目して、事業の実施が必要であると認められること 効果要件(法*第2条第7項第3号)
- ・ バリアフリー化のための事業を実施することが、都市全体として有する機能を増 進する上で有効、適切であると認められること

移動円滑化の促進に関する基本方針(平成12年告示第1号)による要件

- ・ 事業期間 平成22年までに、移動円滑化事業を実施すること
- ・ 対 象 駅出入口から乗車口までの高低差が5m以上の鉄道駅とすること

重点整備地区における道路の構造に関する基準(平成12年建設省告示第40号)

特定経路を構成する道路は、有効幅員2m以上の歩道が連続して確保されること

鉄道事業者の考え方及び事業計画

協議会、福祉のまちづくり懇談会での身体障害者・高齢者等の意見

各駅及び駅周辺の状況

重点整備地区の選定

杉並区交通バリアフリー基本構想では、高円寺・新 高円寺・東高円寺の3駅を含む高円寺地区を次の理由 から重点整備地区に選定しました。

- ・ 高円寺地区は、比較的、公共施設等が均等に配置 されていること。
- ・ 公共施設数や配置状況から特定経路が構成できること。
- 駅舎改良や特定経路に対する改良など関係機関の取組みが一体的に展開でき、地区としてのバリアフリー効果が期待できること。
- ・ 平成22年度までの事業期間においても実現性があること。

特定経路と準特定経路の定義

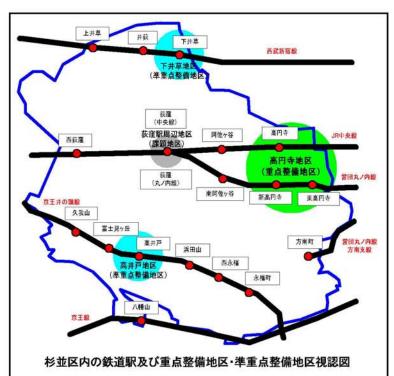
①特定経路

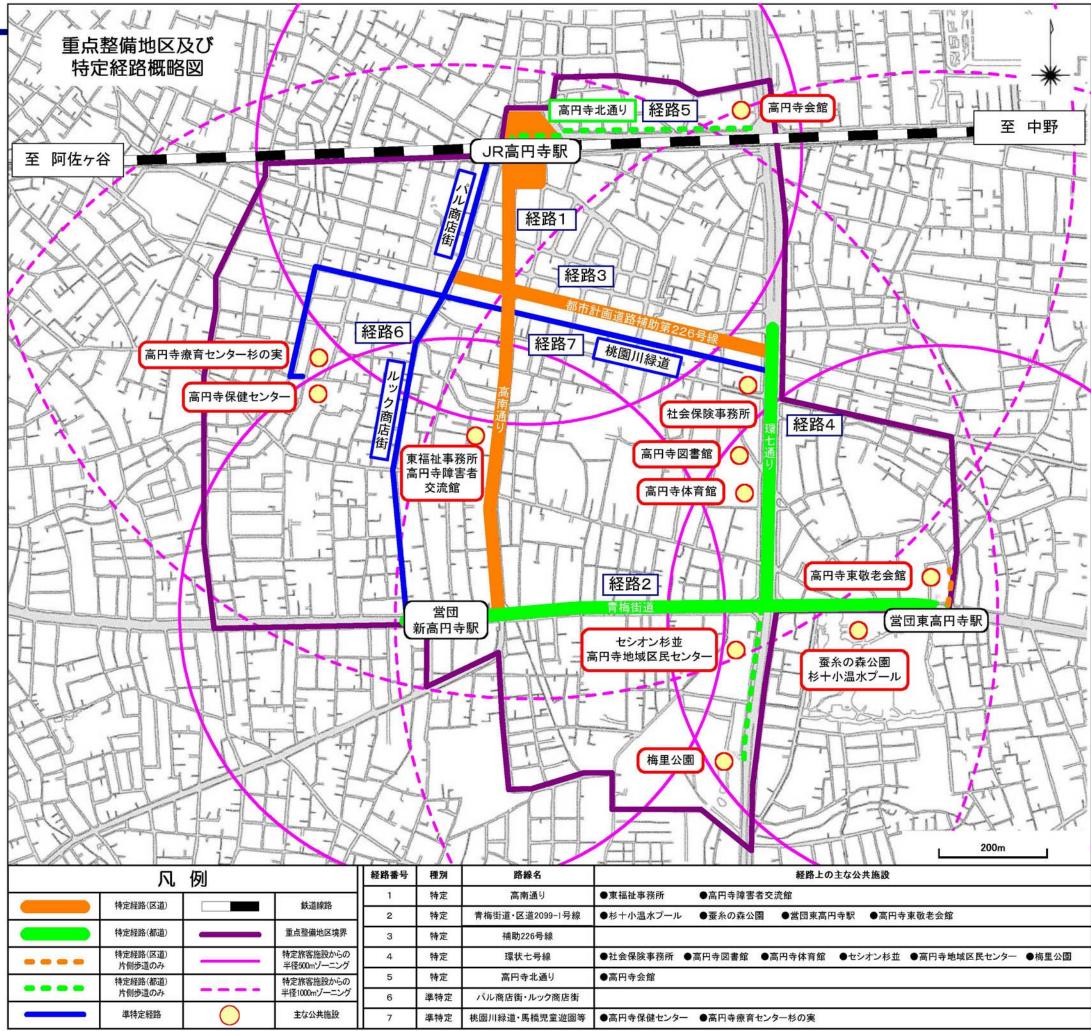
特定経路とは、特定旅客施設と官公庁施設、福祉施設等を結 ぶ経路をいい、その間の移動手段は通常徒歩で行われる。 主な基準として、

- ●道路法上の道路であること。
- ●歩道又は自転車歩行者道を設ける。
- ●歩道幅員2.0m以上(歩行者交通量の多い歩道は3.5m以上)と する。
- ●自転車歩行者道幅員3m以上(歩行者交通量の多い歩道は4.0 m以上)とする。

②準特定経路

準特定経路とは、特定経路の構造基準等は満たさないが、それに準ずる構造で、特定経路を補完するために区独自の考えで設定したものである。





特定旅客施設及び公共交通事業者におけるバリアフリー化の取り組み

特定旅客施設に関するバリアフリー化の整備項目は、以下の通りです。

- 1. 視覚障害者誘導用ブロックの整備
- 2. 身体障害者用トイレの整備
- 3. 出入口・通行スペースの有効幅員の確保
- 4. 昇降設備(エレベーター・エスカレーター)の整備

以上の整備項目を踏まえ、特定旅客施設におけるバリアフリー化の取り組みを以下に示します。

駅 名	現状・パリアフリー化の取り組み		
JR高円寺駅	平成17年度にエレベーターの設置や、エスカレーターの増設及び多目的トイレの設置が予定されています。 これが実施されることにより「バリアフリー化」された駅舎となります。		
営団新高円寺駅	現在の駅舎は多目的トイレが設置されていますが、設置スペースの関係上エレベーター設置が難しい状況です。 今後も、エレベーター設置用地の確保に向け、調査・検討を続けてまいります。		
営団東高円寺駅	現在の駅舎は荻窪方面にエレベーターが設置されていますが、新宿方面には設置スペースの関係上、エレベーター設置が難しい状況であるとともに、多目的トイレも未設置です。 今後も、エレベーター設置用地の確保に向け、調査・検討を続けてまいります。		

特定経路におけるバリアフリー化の取り組み

特定経路について現況調査に基づき「道路の移動円滑化整備ガイドライン」の指標を当て はめると、下表のように特定経路におけるバリアフリー化の取り組みが挙げられます。

経路 番号	種別	路線名	パリアフリー化の取り組み
1	特定	高南通り	歩道の改良、電線類の地中化 信号機の改良、標識の更新、歩道不要物の撤去等
2	特定	青梅街道・区道1955線等	歩道の局所改修による段差や凹凸及び勾配の改善 視覚障害者誘導用ブロックの設置 信号機の改良、標識の更新、歩道不要物の撤去等
3	特定	補助226号線	歩道の改良、電線類の地中化 信号機の改良、標識の更新、歩道不要物の撤去等
4	特定	環状七号線	歩道の局所改修による段差や凹凸及び勾配の改善 視覚障害者誘導用プロックの設置 電線類の地中化(青梅街道以南) 信号機の改良、標識の更新、歩道不要物の撤去等
5	特定	高円寺北通り	歩道の局所改修による段差や凹凸及び勾配の改善 信号機の改良、標識の更新、歩道不要物の撤去等
6	準特定	パル商店街・ルック商店街	商店等の商品、商品台等の道路不正使用の指導・取締り等
7	準特定	桃園川緑道・馬橋児童遊園等	園路の改修による凹凸の解消 違法駐輪の排除

目標年次と整備方針

重点整備地区における事業計画の目標年次は、「交通バリアフリー法」の基本方針に基づき、 原則として平成22年(2010年)までに移動円滑化事業が完了することを目標とします。

ただし、近年の社会情勢を受け、杉並区では「杉並区 2 1世紀ビジョン」との整合性を図るとともに、各事業者が立案した整備計画を考慮します。(下図参照)



準重点整備地区及び課題地区

準重点整備地区(高井戸地区・下井草地区)

京王高井戸駅は、駅前の環状八号線横断歩道橋のバリアフリー化及びそれに伴う駅舎改修、西武下井草駅は、北口新設及び駅舎のバリアフリー化等大きな課題があります。

こうした課題解決に向けて関係機関と引き続き協議を行っていくため、準重点整備地区と して位置付けていきます。

今後、その取り組みとして

- 高井戸駅は、東京都、杉並区、京王電鉄㈱による協議の場を発足させ、課題解決に向け た調査・検討を行っていきます。
- 下井草駅は、平成 18 年度を目途に駅舎を橋上化すると共に、エレベーターやエスカレーターを設置しバリアフリー化を行う予定です。

準重点整備地区とは)

- ・課題が明確であるが、駅舎や立体横断施設の大規模改修や事業用地の取得等が伴い、関係機関による一体的な取組みが必要であり、バリアフリー化に長期の時間を要すること。
- ・駅周辺の整備等関連するまちづくり事業と連携してバリアフリー化を図るほうが効率的であること。

その他の課題となる地区(荻窪地区)

荻窪駅はJR線と営団線との交通結節拠点であり駅利用者も非常に多い駅ですが、南北連絡 通路のバリアフリー対策は十分と言えません。

現在、南口は、都市計画道路補助第131号線の整備に伴い、平成16年度にはエレベーターが設置されます。また西口は、連絡橋整備により民間ビルのエレベーター利用が可能となり、バリアフリー対策が向上します。

しかし、JR駅構内や北口に対するバリアフリー化を検討する必要がある一方、北口駅前広場計画や再開発等、地元のまちづくり活動も進められております。

今後このような動向を踏まえながら、荻窪駅のバリアフリー化を図るため、関係機関と引き続き検討・協議を要する課題地区として位置付けていきます。

交通バリアフリーの実現に向けて

(1) 関係事業者・行政機関の連携

この基本構想に基づきバリアフリー化事業を実施する際は、鉄道事業者、バス事業者、 道路管理者、公安委員会は、それぞれバリアフリー化事業を実施するための計画(特定事業計画)を作成します。

実施にあたっては、こうした関係事業者・行政機関が連携し、一体的な事業の推進に努めます。

(2)普及活動の強化

交通バリアフリーを推進するためには、鉄道車両や鉄道駅、道路等の整備だけでなく、 区民ひとり一人の高齢者・身体障害者に対する理解と協力が必要です。

心の障壁をなくし、だれもが地域社会の一員としてお互いに理解し支え合うまちをつくるため、学校における福祉教育や地域のボランティア活動等を通じて、多くの区民の方の理解や参画を得て、バリアフリーの考え方の普及に努めていきます。

(3) 高齢者、身体障害者の参画と協働による推進

基本構想策定にあたっては、高齢者や身体障害者を含めた区民の意見の反映に努めました。特定事業計画の作成やバリアフリー化事業の実施にあたっても、「(仮称)杉並区交通バリアフリー連絡会」を設置し、区民の参画と協働により整備を推進します



まち歩き体験風景

(4)駅及び駅周辺地区の取り組み

杉並区内には、北から西武新宿線、JR中央線、地下鉄丸ノ内線、井の頭線、京王線の5路線に19の駅があります。しかし、これらの駅及び駅周辺のバリアフリー化に関する課題や問題点、事業の動向等は各駅によって様々であり、全ての地区を一定の基準や考え方で整備を行うことは困難です。

そこで、この基本構想で取り上げた地区以外についても、課題や問題点を整理し、関係 事業者や行政機関と連携し、バリアフリー化の方策を検討していきます。

~誰もが安心して社会参加でき、快適に暮らせる生活環境を目指して~

杉並区交通バリアフリー基本構想概要版

平成15年12月発行

杉並区役所 都市整備部都市計画課

〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1

TEL:03-3312-2111(代) FAX:03-5307-0689

URL: http://www.city.suginami.tokyo.jp/

登録印刷物番号

15-0106



お問合せ先